

11月は、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」です！

□ 定時退社を心がけ、時間外労働の削減に取り組みましょう。

↳ 特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定着させましょう。



□ 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

↳ 土日・祝日にプラスワン休暇して連続休暇を取得しましょう。

©2014 大阪府もずやん

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、本年6月、働き方改革関連法が成立しました。

今後、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、多様なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組みをより一層推進していく必要があります。

このため、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」として、「ノー残業デー」の実施など時間外労働の削減、休暇の取得促進、テレワークの推進等と呼びかけることにより、ワーク・ライフ・バランスの実現・休み方改善を促進する気運の醸成を図ります。

主催：  大阪府  厚生労働省大阪労働局
大阪働き方改革推進会議

協賛：公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会大阪府連合会、大阪府社会保険労務士会、大阪府地域労働ネットワーク推進会議